

自衛隊のイラク派兵に反対し、有事関連三法・イラク特措法の廃止を求める声明

国民の強い反対によって継続審議となっていた有事関連三法（武力攻撃事態法、「改正」自衛隊法、「改正」安全保障会議設置法）は、一部修正の上6月6日、与党及び民主党・自由党の賛成によって可決成立した。一部修正されたにせよ、憲法に違反する危険な本質はなんら変わっていない。

政府は、日本が武力攻撃されたときの備えとして、これらの法律の必要性を強調したが、そのような「有事」が近い将来に起こることが想定できないことは、政府自身が国会で答弁しているとおりである。むしろ、周辺事態法等で米軍の「後方支援」を国外で行っている自衛隊が攻撃を受けた場合に発動される可能性が高い。国外での自衛隊の武力行使に道を開くとともに、いわば米軍の戦争に国民を罰則付きで強制動員させるものである。

有事関連法成立後の7月26日、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」（「イラク特措法」）が、与党の賛成多数で可決成立した。本法は、米英軍占領下のイラクに自衛隊を派遣し、「人道復興支援活動」と「安全確保支援活動」を、「非戦闘地域」において行おうとするものである。しかし、「人道復興支援活動」であれば、自衛隊を派遣する必要はない。また、自衛隊にどのような役割が求められているのかについても、政府は本法成立後にその役割を調査すると述べるなど、自衛隊を派遣すること自体が目的となっていることが明らかになってきている。イラクは依然戦闘状態であり、その状況下で自衛隊が、米英占領軍の支援活動をすることは、占領体制に反対しているイラク国民と自衛隊とが戦うことにつながるものである。このことは、国際紛争を解決する手段としての武力の行使を放棄した日本国憲法第九条に違反するものである。最近、日本国憲法の恒久平和の理念を破る法律が次々と成立し、また、憲法を平然と敵視する政治家の発言がしばしば聞かれることに我々は危惧する。憲法前文にあるように、我々が求めているのは、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼した安全保障であり、そのための外交努力である。軍事力ではない。

アジア・太平洋戦争では多くの科学者が犠牲になり、また戦争への協力を強制された。地学団体研究会は、設立当初から、平和を確保してこそ健全な科学の発展があるとの決意で、科学・技術が他国への侵略の目的や戦争の準備のために使われないよう努力することを目的のひとつに掲げている。

我々は平和憲法を守る立場に立って自衛隊のイラク派兵に反対するとともに、有事関連三法及びイラク特措法の成立に抗議しその廃止を求めるものである。

2003年8月9日

地学団体研究会第57回総会